

天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の
供与及び作業区域拡大手順
に関する

インドネシア共和国森林大臣規程
第：P. 31/Menhut-II/2014

唯一の神の恵みに基づき、インドネシア共和国林業大臣は、

- a. 政令2008年第3号で変更した森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令2007年第6号第68条第(3)項に基づき、林業大臣規程第P. 26/Menhut- II/2012で変更した天然林木材利用事業許可 (IUPHHK pada Hutan Alam)、生態系修復林産物利用事業許可 (IUPHHK Restorasi Ekosistem)、産業造林木材利用事業許可 (IUPHHK Hutan Tanaman Industri pada Hutan Produksi)の供与及び作業区域拡大手順に関する林業大臣規程第P. 50/Menhut-II/2010が定められた；
- b. 2013年の汚職撲滅委員会の調査結果による高コストを削減するための競争力向上及び森林管理改善を図るにあたり、天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の供与及び作業区域拡大手順を再調整する必要がある；
- c. 上記b項で述べた考慮により、天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の供与及び作業区域拡大手順に関する林業大臣規程を定める必要がある；

ことを考慮し、

1. 林業に関する法律1999年第41号 (インドネシア共和国官報1999年第167号、インドネシア共和国官報補遺第3888号) を変更した法律2004年第19号 (インドネシア共和国官報2004年第86号、インドネシア共和国官報補遺第4412号) ；
2. 地方政府に関する法律2004年第32号 (インドネシア共和国官報2004年第125号、インドネシア共和国官報補遺第4437号) を数回変更した最終版法律2008年第12号 (インドネシア共和国官報2008年第59号、インドネシア共和国官報補遺第4844号) ；
3. 環境保護・管理に関する法律2009年第32号 (インドネシア共和国官報2009年第140号、インドネシア共和国官報補遺第5059号) ；
4. 森林破壊の予防及び撲滅に関する法律2013年第18号 (インドネシア共和国官報2013年第130号、インドネシア共和国官報補遺第5432号) ；
5. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令2007年第6号 (インドネシア共和国官報2007年第22号、インドネシア共和国官報補遺第4696号) を変更した政令2008年第3号 (インドネシア共和国官報2008年第16号、インドネシア共和国官報補遺第4814号) ；
6. 政府、州政府、県／市政府の政務分担に関する政令2007年第38号 (インドネシア共和国官報2007年第82号、インドネシア共和国官報補遺第4737号) ；
7. 環境許可に関する政令2012年第27号 (インドネシア共和国官報2012年第48号、インドネシア共和国官報補遺第5285号) ；
8. 省庁の形成及び組織に関する大統領規程2009年第47号を数回変更した最終版大統領規

程2013年第55号；

9. インドネシア・ブルサトゥII内閣の形成に関する大統領決定2009年第84/P号を数回変更した最終版大統領規程2013年第5/P号；
10. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロンIの組織構成、業務、機能に関する大統領規程2010年第24号を数回変更した最終版大統領規程2013年第56号；
11. 林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第P. 40/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報2010年第405号）を変更した林業大臣第P. 33/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報2012年第779）；

に鑑み、

次を決定する：

決定：天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林産木材活用事業許可の供与及び作業区域拡大手順に関する林業大臣規程

第1章
一般規定
第1条

本規程における用語は、次のように定義する。

1. 生産林とは、林産物を生産する主要機能を持つ森林地区のことを言う。
2. 非生産的生産林とは、人工林開発区域として、大臣が保留する森林のことを言う。
3. 林産木材の活用とは、環境を破壊せずかつその主要機能を減らすことなく、木材である林産物を活用及び事業化する活動のことを言う。
4. 拡大区域とは、IUPHHKと略す林産木材活用事業許可（Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu）保持者が、大臣が定めた林産木材活用事業許可区域を拡大・追加区域として申請する区域のことを言う。
5. 旧森林事業権（Hak Pengusahaan Hutan/HPH）である、以降IUPHHK-HAと略す天然林木材利用事業許可とは、林産木材を伐採、運搬、植林、維持、警備、加工、販売などから構成する活動によって生産林を活用する許可のことを言う。
6. 旧人工林事業権（Hak Pengusahaan Hutan Tanaman/HPHT）又は林産業事業権（Hak Pengusahaan Hutan Tanaman Industri/HPHTI）又は人工林産木材活用事業許可（Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Pada Hutan Tanaman）である、以降IUPHHK-HTIと略す産業造林木材利用事業許可（Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Tanaman Industri）とは、産業用原材料の需要を満足するために生産林の可能性及び品質を向上するため、産業グループが生産林で人工林を開発する事業許可のことを言う。
7. 以降IUPHHK-REと略す天然林における生態系回復林産物木材活用事業許可とは、生物及びその生態系のバランスを取るために、地区における生物要素（動植物）及非生物要素（土地、気候、地形）を在来のものに回復し、植林、富化、間伐、動物の捕獲、動植物の解放などを含む森林生態系の維持、保護、回復活動を通じて、その生態系の機能及び代表を維持するために、重要生態系を有する生産林における天然林内で地区を開発するために供与される事業許可のことを言う。

8. 以降ILと略す環境許可（Izin Lingkungan）とは、事業及び／又は活動の許可を取得するための条件として、環境保護及び管理を行うために環境影響評価（Analisis Mengenai Dampak Lingkungan Hidup/AMDAL）又は環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム（Usaha Pengelolaan Lingkungan Hidup dan Upaya Pemantauan Lingkungan Hidup（UKL-UPL））が義務付けられている事業及び／活動を行う各個人に対して供与する許可のことを言う。
9. 共同組合とは、家族主義に基づく国民経済活動と同時に、共同組合主義に基づいて活動をする個人又は協同組合法人から構成される事業体のことを言う。
10. 個人とは、法的に十分な行動をとることができるインドネシア国籍の者を言う。
11. 大臣とは、林業関連を担当する大臣のことを言う。
12. 総局長とは、林業指導を担当する総局長のことを言う。
13. 州局長とは、林業関連を担当する州局長のことを言う。
14. 県／市局長とは、林業関連を担当する県／市局長のことを言う。
15. 実行事務所長とは、業務地区に沿った生産林活用監視センターの林業指導総局実行事務所長で、総局長に報告義務を有する者を言う。

第2章

作業区域の要件、申請者の要件、認可の費用

第1部

天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可における作業区域の要件

第2条

- (1) 申請される区域は、許可／権利が未供与の生産林地区であること。
- (2) 上記第（1）項で述べた申請される区域は、ホームページ内(www.dephut.go.id)の「林業指導」で閲覧できる林産木材活用事業許可未供与生産林における森林地区活用指導の指標マップで大臣が保留／指定した区域に供与することができ、統一認可窓口で表示されている。
- (3) 上記第（2）項で述べた活用指導が指定された区域は、県知事／市長が認可申請に対する技術的検討書、州知事が認可申請に対する推薦文書を供与するための参考となる。

第2部

申請者の要件

第3条

- (1) 申請者の要件：
 - a. 個人；
 - b. 協同組合；
 - c. インドネシアの民間企業；
 - d. 国営企業；又は
 - e. 地方公営企業。
- (2) 上記第（1）項a号、b号、c号で述べた申請者は、
 - a. 個人の場合、設立証書を有する有限会社又は事業体；又は
 - b. 協同組合及びインドネシアの民間企業の場合、必ず設立証書及びその変更が当局

に承認されたものを有すること。

- (3) 上記第（1）項c号で述べた産業造林木材利用事業許可の申請者は、資本金を外資系投資家から得ることができる。
- (4) 上記第（1）項で述べた申請フォームは、本大臣規程の付録Iを参照。

第3部 認可の費用

第4条

- (1) 次に関連する認可手続き、
 - a. 林産木材活用事業許可未供与生産林における森林地区活用指導の指標マップの情報；
 - b. 県知事／市長の技術的検討書及び州知事の推薦文書；
 - c. 統一認可窓口におけるサービス／登録（オンライン）；
 - d. 事務的確認；
 - e. 提案書の評価；
 - f. 実行事務所、県／市局、州局による現場検証；
 - g. 原則承認；
 - h. 作業区域地図の作成；及び
 - i. 天然林木材利用事業許可決定、生態系修復林産物利用事業許可決定、産業造林木材利用事業許可決定の発行は、無料である。
- (2) 税金以外国家収入としての有料認可は、林産木材活用事業許可費で、金額が法令規程に従って定められ、統一認可窓口にて表示される。
- (3) 次の費用について、
 - a. 現場の記録化；
 - b. 技術提案書の作成；
 - c. 環境許可並びに環境影響評価又は環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラムの手続き；及び
 - d. 申請される区域での地理座標の作成は、申請者が負担する。

第3章 申請

第5条

- (1) 申請者は、大臣に対し、次を添付して申請すること。
 - a. インドネシアの民間企業、国営企業、地方公営企業の場合、当局からの事業許可書（SIUP）；
 - b. 納税者番号（NPWP）；
 - c. 州及び／又は県／市で事務所を開設する旨を記載し、公証人の立会いの下、作成した説明書；
 - d. 申請される区域の面積が、1万ヘクタール以上の場合は最低縮尺1：50,000の地図又は1万ヘクタール以下の場合は縮尺1：10,000の地図；
 - e. 県知事／市長から州知事に対する林産木材活用事業許可未供与生産林における森林地区活用指導の指標マップ内に位置し、申請される区域における県／市空

間管理情報が記載されている技術的検討書に、次を添付する。

1. 縮尺1：50,000の地図；及び
 2. 申請される区域内に存在する地域住民に関する情報。
- f. 上記e号で述べた県知事／市長の技術的検討書に基づく州知事から林業大臣に対する推薦文書；
- g. 申請者が設立1年以上の国営企業、地方公営企業、民間企業の場合、公認会計士が監査した最終財務諸表；及び
- h. 次を含む技術提案書：
1. 申請される区域における区域及び地域住民の社会・経済並びに文化の一般状況；
 2. g号に沿った企業及び法令規程に従った面積規制分類に含まれない企業の一般状況；
 3. 趣旨・目的、活用計画、事業化する林学的システム、組織/管理体制、資金調達／キャッシュフロー、森林保護及び警備。
- (2) 個人が申請する場合、上記第（1）項g号で述べた要件は、不要とする。
- (3) 州知事は、申請から30日以内に、上記第（1）項e号で述べた県知事／市長の技術的検討書が発行されない場合、上記第（1）項f号で述べた推薦文書を提供する。
- (4) 大臣は、上記第（1）項f号で述べた州知事の推薦文書が申請から21日以内に発行されない場合、許可申請を処理する。
- (5) 申請者は、上記第（3）項及び第（4）項で述べた県知事／市長の技術的検討書又は州知事の推薦文書が発行されない場合、要件を満たすために、当局からの技術的検討書申請受領書を添付すること。

- (6) 州又は県／市に統一認可サービス機関が設置された場合、県知事／市長の技術的検討書又は州知事の推薦文書は、統一認可サービス機関より発行することができる。
- (7) 上記第（1）項e号で述べた県知事／市長の技術的検討書のフォームは、付録IIを参照し、上記第（1）項f号で述べた州知事の推薦文書のフォームは、付録IIIを参照すること。

第6条

- (1) 上記第5条で述べた申請は、写しを次の者に配布すること。
 - a. 総局長；
 - b. 州知事；及び
 - c. 県知事／市長。
- (2) 上記第（1）項で述べた申請は、オンライン認可情報サービス係を通じて申請する。

第7条

- (1) 総局長は、主要機能及び機能に沿った局長を通じて、上記第5条で述べた要件を満たしている旨を確認する。
- (2) 一つの区域が申請されかつ要件を満たした場合、第一の申請者が申請及びその添付資料を提出してから10就業日以内の猶予期間に、その他の申請者は、同区域に対して申請する機会が与えられる。
- (3) 総局長は、申請が上記第5条で述べた要件を満たさない場合、拒否書を発行する。
- (4) 主要業務及び機能に沿った総局長を代表する局長は、上記第5条で述べた申請が要件を満たした場合、上記第（2）項で述べた10就業日の猶予期間後、7就業日以内に技術提案書の評価を行う
- (5) 10就業日の猶予期間内に、上記第（2）項で述べた申請を行う者がいない場合、要件を満たした第一申請者に対して、上記第（4）項で述べた技術提案書の評価を行う。
- (6) 上記第（4）項で述べた技術提案書の評価に関する詳細規定は、総局長規程で定める。

第8条

- (1) 総局長は、上記第7条第（4）項及び第（5）項で述べた技術提案書の評価が不合格の場合、許可申請拒否書を発行する。
- (2) 総局長は、上記第7条第（4）項及び第（5）項で述べた技術提案書の評価が合格し、許可保持者候補として定めた場合、評価結果を大臣に提出する。
- (3) 大臣は、許可保持者候補に対し、第（2）項で述べた評価結果に基づき、次のために原則承認書（RATTUSIP）を発行するよう総局長に命じる。
 - a. 法令規程に従い、天然林木材利用事業許可用の環境影響評価及び環境許可の作成及び提出；
 - b. 法令規程に従い、産業造林木材利用事業許可用の環境影響評価又は環境管理プログラム・環境モニタリングプログラム及び環境許可の作成及び提出；
 - c. 法令規程に従い、生態系回復森林産木材活用事業許可用の環境管理プログラム、環境モニタリングプログラム、環境許可の作成及び提出；及び

- d. 森林地区安定化を担当する実行事務所からの技術指導の下、作業区域候補に対する区域境界の地理座標の設定。

第9条

許可保持者候補は、次を必ず総局長に提出すること。

- a. 上記第8条第(3)項a号、b号、c号で述べた権限を持つ職員より承認された環境許可並びに環境影響評価書類又は環境許可並びに環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム書類；及び
- b. 上記第8条第(3)項d号で述べた作業区域候補に対する区域境界の地理座標の設定報告書。

第10条

- (1) 上記第9条a号で述べた環境許可義務並びに環境影響評価又は環境許可並びに環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム書類は、150日以内に完成すること。
- (2) 上記第9条b号で述べた作業区域候補に対する区域境界の地理座標の設定報告書を60日以内に必ず持っている状態にすること。
- (3) 上記第(1)項及び第(2)項で述べた
 - a. 環境許可並びに環境影響評価又は環境許可並びに環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム；及び／又は
 - b. 区域境界の地理座標の設定報告書を期間中に完成できない場合、申請者は、総局長に対し、遅延理由を添付した上で期間延長を申請することができる。
- (4) 上記第(3)項で述べた期間延長の申請は、次のように最大2回まで認められる。
 - a. 上記第(3)項a号で述べた環境許可並びに環境影響評価書類又は環境許可並びに環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム書類の場合は、60日間；
 - b. 上記第(3)項b号で述べた区域境界の地理座標の設定報告書の場合は、30日間。
- (5) 総局長は、遅延理由を考慮した上で、上記第(3)項で述べた期間延長の申請を受理又は拒否することができる。
- (6) 総局長は、上記第(3)項で述べた期間延長の申請を受理した場合、環境許可並びに環境影響評価書類又は環境許可並びに環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム書類及び／又は区域境界の地理座標の設定報告書の完成期間延長書を発行する。
- (7) 申請者に上記第(6)項で述べた延長が与えられたにも関わらず、申請者が義務を遂行することができない場合、原則承認書(RATTUSIP)は自動的に無効となり、総局長は原則承認書(RATTUSIP)の取り消し通知書を発行する。

第11条

総局長は、受理された上記第9条で述べた環境許可並びに環境影響評価書類又は環境許可並びに環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラム書類及び／又は区域境界の地理座標の設定報告書に基づき、20就業日以内に作業区域(working area/WA)地図を用意し、その結果を大臣に提出する。

第12条

- (1) 上記第11条で述べた作業区域地図に基づき、総局長は、
 - a. 天然林木材利用事業許可、産業造林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可に対する供与に関する大臣決定案を作成し、官房長経由で大臣へ提出する；及び
 - b. 許可保持者候補に対し、天然林木材利用事業許可、産業造林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可に対する森林活用事業許可費の支払い命令書を発行する。
- (2) 官房長は、大臣決定案を受理してから7就業日以内に、上記第（1）項a号で述べた大臣決定案の法的側面を検討し、大臣に提出する。
- (3) 大臣は、上記第（1）項b号で述べた費用の支払い確証に基づき、15就業日以内に、天然林木材利用事業許可、産業造林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可の供与に関する決定を発行する。
- (4) 上記第（3）項で述べた決定の原本は、林業担当の認可情報サービス窓口にて受け取る。
- (5) 森林活用事業許可費の支払い手順は、法令規定に従う。

第4章 拡大

第13条

- (1) 天然林木材利用事業許可、産業造林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可の保持者は、森林活用事業許可が未供与かつ認められた許可面積を超えない限り、自己区域と隣接する場所に対して、申請される拡大地図を添付した上で、作業区域の拡大を申請することができる。
- (2) 上記第（1）項で述べた作業区域の拡大申請は、「可（sedang）又は「良」（baik）評価の生産林における天然林木材利用事業許可、産業造林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可の保持者に対して与える。
- (3) 上記第（1）項で述べた拡大許可は、大臣へ申請し、その写しを次の者に配布する。
 - a. 総局長；及び
 - b. 州局長。
- (4) 大臣は、拡大申請が承認された場合、上記第8条第（3）項で述べた原則承認書を発行するように総局長に命じ、続く手続きは本大臣規程の第8条から第12条までに従う。

第5章 移行規定

第14条

- (1) 林業大臣規程第P. 19/Menhut-II/2007に関連する第P. 11/Menhut-II/2008、林業大臣規程第P. 20/Menhut-II/2007に関連する第P. 12/Menhut-II/2008、林業大臣規程第P. 50/Menhut-II/2010に関連する第P. 26/Menhut-II/2012に基づく天然林木材利用事業許可、産業造林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可の申請及び／又は拡大申請で、SP-1（環境影響評価／環境管理プログラム及び環境モニタリング

プログラム)又はSP-2(作業区域)を取得したものは、本規程で定めた要件を更新せずに、次の処理に進むことができる。

- (2) 林業大臣規程第P. 19/Menhut-II/2007に関連する第P. 11/Menhut-II/2008、林業大臣規程第P. 20/Menhut-II/2007に関連する第P. 12/Menhut-II/2008、林業大臣規程第P. 50/Menhut-II/2010に関連する第P. 26/Menhut-II/2012に基づく天然林木材利用事業許可、産業造林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可の申請及び／又は拡大申請で、上記第(1)項で述べたSP-2(作業区域)を取得した作業区域地図の整備は、林業計画総局が行う。
- (3) 要件を満たした天然林木材利用事業許可、産業造林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可の申請及び／又は拡大申請で、本大臣規程が発効する前にSP-1を未取得の者は、本大臣規程に従って、次の手続きに進むことができる。

第15条

林業大臣規程第P. 19/Menhut-II/2007に関連する第P. 11/Menhut-II/2008、林業大臣規程第P. 20/Menhut-II/2007に関連する第P. 12/Menhut-II/2008、林業大臣規程第P. 50/Menhut-II/2010に関連する第P. 26/Menhut-II/2012の規定に沿った要件で、環境影響評価又は管理プログラム及び環境モニタリングプログラムの完成において、150日間と定めた期間内に完成することができず、延長を申請し、その延長期間内に当該環境影響評価又は環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラムが権限を持つ職員より承認された場合、当該環境影響評価又は環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラムは、林業大臣規程第P. 50/Menhut-II/2010に関連する第P. 26/Menhut-II/2012での規定に従い、次の手続きへ進む資料として使用することができる。

第16条

環境許可、環境影響評価又は環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラムに関する政令2012年第27号が発行される前に、環境影響評価又は環境管理プログラム及び環境モニタリングプログラムが承認された天然林木材利用事業許可、産業造林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可保持者候補は、引き続き有効とし、環境許可と同じ扱いとする。

第17条

- (1) 林業大臣規程第P. 19/Menhut-II/2007に関連する第P. 11/Menhut-II/2008及び／又は林業大臣規程第P. 50/Menhut-II/2010に関連する第P. 26/Menhut-II/2012に基づいて産業造林産木材の活用事業許可を申請し、SP-1又はSP-2を取得し、法令規定に従って土地被覆分析を行い、申請される区域である伐採後天然林の大半が良い状態にある場合、当該産業造林木材利用事業許可申請の区域は、上記第5条で述べた要件を満たす義務なく、天然林木材利用事業許可又は生態系回復森林産木材活用事業許可の対象になる。
- (2) 総局長は、上記第(1)項の規定に基づき、大臣に報告し、大臣は、産業造林木材利用事業許可から天然林木材利用事業許可又は生態系回復森林産木材活用事業許可の区域候補変更を定める。
- (3) 総局長は、許可保持者候補に対し上記第(2)項で述べた大臣の定めを連絡し、許可保持者候補は、
 - a. 申請される区域が産業造林木材利用事業許可から天然林木材利用事業許可又は生態系回復森林産木材活用事業許可へ変更することを異議なしで受け入れ、その旨を記載する説明書を公証人の立会いの下で作成し、提出すること；

- b. 既存の環境許可並びに環境影響評価書類を法令規定に従った天然林木材利用事業許可又は生態系回復森林産木材活用事業許可の環境許可並びに管理プログラム及び環境モニタリングプログラム書類へ変更すること；及び
- c. 法令規定に従った天然林木材利用事業許可費又は生態系回復森林産木材活用事業許可費を支払うことが可能である旨を記載する説明書を提出すること。

第18条

本規程が定められる前に、生態系回復場所として保留／指定された生産林区域は、引き続き有効とする。

第6章 その他の規定

第19条

- (1) ある県／市において、許可が未供与で面積が限定的な生産林に産業造林木材利用事業許可又は天然林木材利用事業許可又は生態系回復森林産木材活用事業許可のみに申請され、大臣による小規模人工林（Hutan Tanaman Rakyat/HTR）の保留がまだなく又は県知事／市長による小規模人工林の保留が未提案の場合、当該県／市における生産林に産業造林木材利用事業許可、天然林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可の申請に対し、大臣は作業区域候補地から約20%を小規模人工林として割り当てる。
- (2) 県／市において、産業造林木材利用事業許可、天然林木材利用事業許可、生態系回復森林産木材活用事業許可と隣接する小規模人工林があった場合、保持者は小規模人工林に対して、技術的指導を実施すること。

第20条

- (1) 申請の進行中に、上記第5条第（1）項e号及びf号で述べた県知事の技術的検討書及び州知事の推薦文書期限が終了した場合、進行は技術的検討書の更新なしに引き続き進行することができる。
- (2) 生態系回復森林産木材活用事業許可の申請において、借入又は外国補助金からの活動資金調達は、認められないものとする。

第7章 終章

第21条

本規程が発効してから、

- a. 天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の供与及び作業区域拡大手順に関する林業大臣規程第P. 50/Menhut-II/2010を変更した林業大臣規程第P. 26/Menhut- II/2012；及び
 - b. 天然林又は人工林産木材活用事業許可の申請又は更新における州知事推薦の供与手順に関する林業大臣規程第P. 63/Menhut-II/2008
- は、取り消され、失効する。

第22条

本大臣規程は法律化日より発効する。

各自が把握できるよう、本大臣規程をインドネシア共和国官報へ記載するよう、命じる。

2014年5月21日に、ジャカルタにて制定。

インドネシア共和国
林業大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

2014年6月3日に、ジャカルタにて立法。

インドネシア共和国

法務人権大臣

署名

アミル・シャムスディン

インドネシア共和国官報2014年第688号

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長代任

署名

スハエリ

付録I

天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の供与及び作業区域拡大手順に関する

林業大臣規程第P.31/Menhut-II/2014

天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、
産業造林木材利用事業許可申請のフォーム

ジャカルタ (日付)

第 :

添付 :

内容 :

宛先 :

林業大臣殿

ジャカルタ

林業分野における税金以外国家収入へ貢献するため、(企業名) 名義の個人/貿易事業体/有限会社/事業体/協同組合/民間企業は、添付地図の通り、(州名) 州 (県名) 県にて、面積 (数字) の (許可名) を申請いたします。

検討材料として、天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の供与及び作業区域拡大手順に関する林業大臣規程に沿った申請要件を添付いたします。

ご検討のほど、よろしく申し上げます。

以上。

(氏名)

写しの配布先 :

1. 林業指導総局長
2. (州名) 州知事
3. (県名/市名) 県知事/市長

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長代任

署名

スハエリ

インドネシア共和国

森林大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

付録II

天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の供与及び作業区域拡大手順

に関する

林業大臣規程第P.31/Menhut-II/2014

県知事／市長の技術的検討書のフォーム

県／市のヘッダー

(場所)、(日付)

第：

添付：1部

内容：(州名) 州 (県名) 県における (企業名) の天然林木材利用事業許可／産業造林木材利用事業許可／生態系修復林産物利用事業許可の申請

宛先：

(州名) 州知事

(場所)

次を懸念し、

1. 天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の申請書
2. 林業に関する法律1999年第41号を変更した法律2004年19号
3. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令2007年第6号を変更した政令2008年第3号
4. 政府、州政府、県／市政府の政務分担に関する政令2007年第38号
5. 天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の供与及び作業区域拡大手順に関する林業大臣規程
6. 林産木材活用事業許可未供与生産林における森林地区活用指導の指標マップに関する林業大臣決定

上記に関連し、面積約 (数字) ヘクタール (地域住民の存在地図及び情報を添付)、(企業名) の天然林木材利用事業許可／産業造林木材利用事業許可／生態系修復林産物利用事業許可の申請に対する検討書を提出いたします。当該場所は県／市における空間管理及び林産木材活用事業許可未供与生産林における森林地区活用指導の指標マップに沿ったもので、投資金額 (金額) ルピアで、(数字) 人の労働者を雇用する予定であります。

天然林木材利用事業許可／産業造林木材利用事業許可／生態系修復林産物利用事業許可に対する州知事の推薦を頂ける検討資料としてご検討の程、よろしく願いいたします。

(県／市名) 県知事／市長

写しの配布先：

1. 林業大臣
2. (州名) 州知事
3. 林業指導総局長
4. (企業名) (氏名)

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長代任

署名

スハエリ

インドネシア共和国

森林大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

付録III

天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の供与及び作業区域拡大手順

に関する

林業大臣規程第P.31/Menhut-II/2014

州知事の推薦文書のフォーム

州のヘッダー

(場所)、(日付)

第:

添付: 1部

内容: (州名) 州 (県名) 県における (企業名) の天然林木材利用事業許可/産業造林木材利用事業許可/生態系修復林産物利用事業許可の申請

宛先:

林業大臣

ジャカルタ

次を懸念し、

1. 天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の申請書
2. 林業に関する法律1999年第41号を変更した法律2004年19号
3. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令2007年第6号を変更した政令2008年第3号
4. 政府、州政府、県/市政府の政務分担に関する政令2007年第38号
5. 天然林木材利用事業許可、生態系修復林産物利用事業許可、産業造林木材利用事業許可の供与及び作業区域拡大手順に関する林業大臣規程
6. 林産木材活用事業許可未供与生産林における森林地区活用指導の指標マップに関する林業大臣決定

上記に関連し、面積約 (数字) ヘクタール (地域住民の存在地図及び情報を添付)、(企業名) の天然林木材利用事業許可/産業造林木材利用事業許可/生態系修復林産物利用事業許可の申請を推薦いたします。当該場所は林産木材活用事業許可未供与生産林における森林地区活用指導の指標マップに沿ったものであり、投資金額 (金額) ルピアで、(数字) 人の労働者を雇用する予定であります。

天然林木材利用事業許可/産業造林木材利用事業許可/生態系修復林産物利用事業許可の供与に対する林業大臣の検討資料として申し上げます。

(州名) 州知事

写しの配布先:

1. (県名) 県知事
2. 林業指導総局長
3. (企業名)

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長代任

署名

スハエリ

(氏名)

インドネシア共和国

森林大臣

署名

ズルキフリ・ハサン